

エコステーションだより

12

町で整備を進めているエコステーション。

今月号は、3月15日に実施された町議会での廃棄物対策に関する視察研修と、3月24日に地元塩野区の皆さまにおこなっていただいた先進地視察の様をお知らせします。

町議会が視察研修を実施しました。

3月15日、町議会議員が長野市の「長野広域連合」と、飯山市の「岳北広域行政組合」を視察しました。この2つの事務組合では、現在それぞれ焼却施設の建設計画があり、今回の視察研修では計画の経過や問題点などの取り組み状況について研修を行いました。

長野広域連合での取り組み

【ごみ減量目標の設定】

平成11年度から平成15年度までのごみ量実績及び人口動態等の変化を踏まえ新たなごみ減量目標を設定しました。本計画は、管内の市町村から日々排出される可燃ごみを安全かつ安定的に処理するため施設の整備を行い、円滑に運営していくものです。「もっと減量できるのではないか」との意見も寄せられましたが、各市町村が可燃ごみの減量に取り組むにあたり、実現性のある減量目標として、平成15年度実績に対する平成22年度のごみ減量目標を、家庭系可燃ごみを10%、事業系可燃ごみを15%と設定しました。

【施設整備の基本方針】

環境にやさしい施設、安全に配慮した施設、安定した稼働ができる施設、処理性能が優れた施設、資源循環・エネルギー利用に優れた施設、経済性に優れた施設、周辺環境と調和する施設、環境教育の起点となる施設



現在稼働している旧施設を見学

岳北広域行政組合での取り組み

【現在抱えている問題】

岳北広域行政組合では、これまで何年もかけ、地域の皆様方のご協力を得ながら、新クリーンセンターの建設に向けて準備を進めてきました。一方、計画地の地元区とはおおよそかけ離れている一部の住民が、新クリーンセンターは公害の恐れがあるとして、昨年6月に県知事宛に公害調停の申請をしました。県は公害調停が終わるまで、国の交付金(補助金)手続きのための県経由の書類を国へ提出しないと決定しました。県に審査する余地のない単なる県経由のはずなのに、県が事業を止めています。既に地元区では全戸で了解を得られています。調停は調停、書類は書類で、調停と書類の提出は、全く別のもので、同時に進めても何ら矛盾はありません。

現施設は、昭和60年から21年間稼働しており、平成19年3月末までの閉鎖が地元との約束になっています。生活環境影響調査については、国の指針に基づいて必要な調査は全て実施しています。



職員より説明を受ける

塩野区のみなさまに先進地視察をしていただきました。

3月25日、塩野区民39名が参加し、岐阜県恵那市の「恵南クリーンセンターあおぞら」、飯田市の「桐林クリーンセンター」を視察しました。施設職員の説明に対し様々な質問をする姿から、区民のみなさんの関心の高さがうかがえました。

恵南クリーンセンターの概要

所在地：岐阜県恵那市

人口：約5万7千人

(恵南クリーンセンターの処理人口は約2万人)

年間のごみ処理量可燃ごみ：5,697トン

下水道汚泥 306トン

施設の規模(1日の処理量)：25トン(24時間連続運転)

処理方式：流動床式ガス化溶融炉



職員に質問をする区民

職員より説明を受ける

○区民からの質問の一部を紹介します。

問 施設稼働後に周辺の環境に変化がありましたか？ またそのような影響について調査をしていますか？

答 施設稼働により、周辺の環境に変化が生じていないかを毎年調査しています。大気については年4回3カ所で、土壌については年1回半径2km圏内で12カ所で実施しています。平成11年の本稼働より調査をしていますが、地元との協定による公害条件を上回る測定値はありません。また、調査結果は年に1回地元区で公害対策協議会を開催し、報告しています。

問 施設で使用する水はどのように確保していますか？ また、施設周辺に水道水の水源などはありますか？

答 施設で使用する水は、敷地内で建物から100m離れたところに深井戸を掘ることによって賄うこととし、施設での飲料水などの生活水に利用しています。施設以外の住民に供給している上水道については、建設以前より1.5km下流で伏流水を水源として供給されていますが、水道水としての水質に支障があったことはありません。

※桐林クリーンセンターの概要は、広報やまゆり4月号でご紹介していますので、今回は省略させていただきます。

浅麓地域ごみ処理総合検討委員会の傍聴を希望する方へ

- 第9回浅麓地域ごみ処理総合検討委員会は6月30日(金)午後1時30分から町役場大会議室で開催する予定です。配布資料などの準備がありますので、傍聴を希望する方は開催予定日の前日までに事務局へ申し込んで下さい。
- 議事の内容によっては一部傍聴をお断りする場合や、審議持ち越しの場合には資料を回収することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 会場の都合により、傍聴希望者の人数が多い場合には入場制限をさせていただく場合があります。
- 傍聴者への配布資料は1枚20円です。傍聴申込みの際に資料の要・不要を申し出てください。

委員会の資料と議事録は、御代田町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.miyota.nagano.jp/>

このコーナーに関する問い合わせは…生活環境課 環境施設係 電話(32)3111 内線14・68 まで